

令和3年8月27日

保護者 各位

岡崎市立三島小学校
校長 小田 喜代美

児童用タブレット端末の破損等の補償範囲と対応について（お知らせ）

学校では、一人一人に配布されたタブレット端末が、様々な学習場面で積極的に活用されています。今後の感染状況を受けて、休校等の様々な理由により急な持ち帰りが必要となった場合、家庭では破損等のリスクも想定されます。

つきましては、状況や場合によっては、御家庭で任意保険または実費負担での補償をお願いすることもありますので、下記につきまして御理解をよろしくお願いいたします。

記

1 補償対象となる範囲

- (1) 学校敷地内の教育活動において生じた過失による破損
- (2) 学校敷地内で発生した盗難（警察への盗難被害届の提出が必要）
- (3) 適切な利用において生じた故障

2 補償対象外となる事例

- (1) 学校敷地外で生じた破損
- (2) 学校敷地内外を問わない紛失
- (3) 雨天時の屋外での利用による雨水による故障
- (4) 故意の改造や設定変更による破損、故障、利用不可となる状態
- (5) 日常的な利用で摩耗、劣化した消耗品の代替
- (6) 上記以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損等

3 補償対象外となる場合の対応

- (1) 任意保険または実費負担で補償していただくことになります。
- (2) 任意保険については、「愛知県小中学校PTA連絡協議会 小中学生総合保障制度」等があります。

4 消耗品の自然劣化や摩耗について

- (1) 児童用スタイラスペンは、支給から1年経過後は、個人で準備するものとなります。
（個人で準備するものは、Apple Pencil等の高価なものは対象外）
- (2) 画面保護フィルムが、長期間利用する中で劣化したり、傷付いたりした場合、代替品の購入と貼り替え作業は、個人負担となります。

5 持ち帰り時および家庭での利用時の注意点について

- (1) 水筒などの硬い物と一緒にかばんに入れないようにし、画面を保護してください。
- (2) 自宅利用の場合は、身の回りを整理したうえで丁寧に扱ってください。
- (3) 自宅以外の場所には持ち出さず、学習目的だけに利用してください。

（連絡先：岡崎市立三島小学校 教頭 51-0568）